

議案第233号

福岡市保健所及び保健センター条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、保健所の広域的機能及び専門的機能を強化し、もって健康危機管理体制を確保するため、保健所を一元化する等の必要があるによる。

福岡市保健所及び保健センター条例

福岡市保健所設置条例（昭和30年福岡市条例第22号）の全部を改正する。

（保健所の設置）

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、福岡市保健所（以下「保健所」という。）を福岡市中央区舞鶴二丁目に設置する。

2 保健所の所管区域は、本市の全域とする。

（保健センターの設置）

第2条 地域保健法第18条第1項の規定に基づき、保健センターを設置する。

2 保健センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
東保健センター	福岡市東区箱崎二丁目	東区の区域
博多保健センター	福岡市博多区博多駅前二丁目	博多区の区域
中央保健センター	福岡市中央区舞鶴二丁目	中央区の区域
南保健センター	福岡市南区塩原三丁目	南区の区域
城南保健センター	福岡市城南区鳥飼六丁目	城南区の区域

早良保健センター	福岡市早良区百道二丁目	早良区の区域
西保健センター	福岡市西区内浜一丁目	西区の区域

(委任)

第3条 保健所及び保健センターの組織及び分掌事務については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(福岡市保健所運営協議会条例の一部改正)

- 2 福岡市保健所運営協議会条例（昭和30年福岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保健所に保健所運営協議会」を「福岡市保健所に福岡市保健所運営協議会」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条中「その置かれた保健所」を「福岡市保健所」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。